

田舎館村子育て短期支援事業の利用について

子育て短期支援事業は、保護者の病気やけが、育児疲れや育児不安などで、家庭でお子さまをみるのが困難な場合、施設でお子さまを一時的にお預かりする事業です。また、育児に関する相談へ対応しているほか、育児疲れによる保護者の休養のために保護者自身も施設を利用することができます。

【対象者】 田舎館村に住所を有する未就学の児童又はその保護者であって、次の理由により一時的に家庭でお子さまをみるのが困難な方（母のみでの利用はできません）

- ア 児童の保護者の疾病
- イ 育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由
- ウ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- エ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- オ 経済的問題等により緊急一時的な母子保護を必要とする場合

【利用期間】 7日以内

【利用施設】 弘前乳児院

弘前市大字品川町 152 番地

電話 0172-35-2155

【利用料等】 児童1日あたり500円（食事代無料）

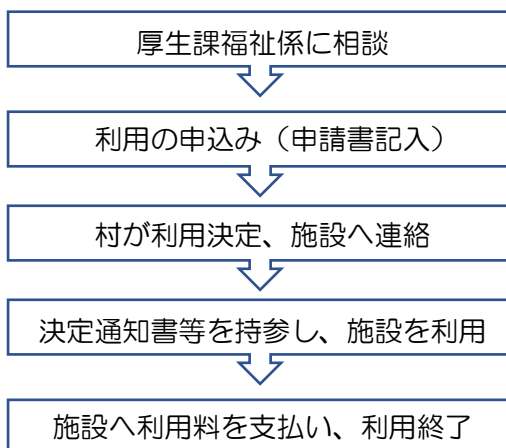
保護者1日あたり500円（別途、食事代1食あたり300円）

※1日あたりとは0時から24時までの24時間です。

※利用期間中にやむを得ず要した医療費、移送費等については保護者の方に実費を負担していただきます。



【利用の流れ】



事前申込みが必要です。

福祉係窓口で申請書にご記入ください。

※施設までの送迎は、保護者の方にお願いしています。
送迎が困難な場合はご相談ください。



〔問い合わせ先〕

田舎館村役場 厚生課 福祉係

電話 0172-58-2111（内線 155）